

事 務 連 絡
平成 23 年 6 月 22 日

各 都 道 府 県 消 防 防 災 主 管 課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消 防 庁 予 防 課

自家発電設備を電力需給対策に活用する場合の留意点について

今般の東北地方太平洋沖地震による電力需給逼迫を回避するため、自家発電設備を電力需給対策に活用することが求められております。

このたび、消防用設備等の非常電源である自家発電設備を活用する場合の建物関係者に向けた留意点を別添のとおりとりまとめ、消防庁ホームページ（URL：http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/h2303_shinsai/pdf/denryoku_jikahatud.en.pdf）に掲載しましたので参考までにお知らせ致します。

今後の質疑等の状況によっては、内容を更新する可能性もありますので適宜ご確認くださいませようお願いします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合等を含む。）に対し、この旨周知するようお願いします。

消防庁予防課

担当：岡澤、長松

TEL：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

自家発電設備を電力需給対策に活用する場合の留意点について

消防庁

Q & A

Q 1. 電力不足解消のため、消防用設備等の非常電源である自家発電設備を一般負荷にも活用してよいか。

A 1. 消防用設備等の非常電源にあてる燃料や電力容量が常に確保されていれば差し支えないが、以下の点には注意すること。

- ・ 電力需給対策に活用するため、自家発電設備を手動で起動させる設定に変更した場合、使用後速やかに元の設定に戻し、常用電源が停電したときに自動的に起動し、消防用設備等に電力供給される状態にしておくこと。
- ・ 長時間に及ぶ連続運転に適していない構造の自家発電設備は使用しないこと。

Q 2. 電力不足解消のため、消防用設備等の非常電源である自家発電設備を一般負荷に活用する際は消防機関へ届け出が必要か。

A 2. 原則として各地域を管轄している消防機関への届け出が必要である。

Q 3. 計画停電等に備え自家発電設備、蓄電池設備等、複数の非常電源を設置する場合の留意点はあるか。

A 3. 原則として1つ以上の非常電源について、常用電源が停電した場合でも消防用設備等に電力を供給できるようにする必要がある。

※ 上記の内容は一般的な留意点であり、実際の活用にあたっては必要に応じて、届け出の可否等に関しては各地域を管轄している消防機関に、機器の性能等に関してはメーカーにそれぞれ相談すること。

消防庁予防課

担当：岡澤、長松

TEL：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533